

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定に準じて、五島市ごみ処理施設整備及び運営事業に関する実施方針（変更）を定めたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成 28 年 11 月 18 日

五島市長 野口 市太郎

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業の実施方針（変更）

**五島市ごみ処理施設整備及び運営事業
実施方針(変更)**

平成 28 年 11 月 18 日

五 島 市

**五島市ごみ処理施設整備及び運営事業
実施方針（変更）
＜目 次＞**

第1 用語の定義	1
第2 事業内容に関する事項	4
1. 事業名	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
3. 公共施設等の管理者	4
4. 事業目的	4
5. 本施設の概要	4
6. 事業方式	5
7. 契約の形態	5
8. 事業期間	6
9. 事業期間終了後の措置	6
10. 事業の対象となる業務範囲	6
11. 事業者の収入	7
12. 本市が適用を予定している交付金について	7
13. 関係法令等の遵守	7
14. 事業スケジュール（予定）	7
第3 特定事業の選定及び公表に関する事項	8
1. 選定基準	8
2. 選定方法	8
3. 選定結果の公表	8
第4 募集及び選定に関する事項	8
1. 事業者の募集及び選定方法	8
2. 募集及び選定の手順	8
3. 参加資格要件	9
4. 応募者の審査及び落札者の選定	14
5. 落札後の手続き	14
第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1. 想定されるサービスの水準・仕様	15
2. 想定されるリスクの分担	15
3. 本市による事業の実施状況の監視	15
第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1. 敷地面積及び配置	16
2. 土地利用規制	16
第7 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16

1. 係争事由に係る基本的な考え方	16
2. 管轄裁判所	16
第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
4. その他	17
第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
第10 その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1. 議会の議決	17
2. 情報提供	17
3. 応募に伴う費用負担	17
4. 本実施方針に関する担当部署	17

実施方針添付資料

- 実施方針添付資料-1 事業実施場所
- 実施方針添付資料-2 事業実施区域
- 実施方針添付資料-3 事業スキーム図
- 実施方針添付資料-4 役割分担概念図
- 実施方針添付資料-5 リスク分担（案）

第1 用語の定義

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業実施方針では、次のように用語を定義する。

本 市：五島市をいう。

本 事 業：五島市ごみ処理施設整備及び運営事業をいう。

本 施 設：本事業において設計・建設され、運営される五島市ごみ処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、車庫棟、洗車棟、庁用車車庫棟、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。

プ ラ ン ト：本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

建 築 物 等：本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。

事 業 者：本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

建 設 事 業 者：本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設業務を担当する単独企業又は共同企業体をいう。

運 営 事 業 者：事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営業務を担当する者をいう。

特 別 目 的 会 社：本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社（SPC）をいう。

応 募 者：本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。

構 成 員：応募者のうち、事業者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。

協 力 企 業：応募者のうち事業者の選定後、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営業務のうちの一部を請負い又は受託することを予定している者をいう。

代 表 企 業：入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。

落 札 者：本市が設置する事業者選定委員会から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本市が決定した応募者をいう。

事 業 契 約：本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。

事 業 実 施 区 域：本事業を実施する区域をいう。

入 札 説 明 書：本事業の入札に参加する者に対して、本市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。

入 札 説 明 書 等：本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準書などの書類をいう。

基 本 協 定：事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての本市と落札者の間で締結される協定をいう。

基 本 契 約：事業者の本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運營業務者で締結する契約をいう。

建設工事請負契約：本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。

運營業務委託契約：本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運營業務者が締結する契約をいう。

設 計 ・ 建 設 業 務：本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

運 営 業 務：本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。

要 求 水 準 書（案）：本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。

設 計 ・ 建 設 業 務 編

要求水準書（案）：本事業における運営業務に係る要求水準書をいう。
運 営 業 務 編

要求水準書（案）：要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営業務編を総称していう。

P F I 法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

第2 事業内容に関する事項

1. 事業名

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 五島市ごみ処理施設

種 類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

五島市 市長 野口 市太郎

4. 事業目的

五島市（以下、「本市」とする。）では、一般廃棄物の処理処分を所有する福江清掃センター、富江クリーンセンター、福江リサイクルセンター、福江一般廃棄物最終処分場、奈留一般廃棄物最終処分場で行っている。

このうち、福江清掃センター及び富江クリーンセンターは施設の耐用年数や経済性を考慮すると、更新時期を迎える。そこで、新たに集約化した焼却施設を平成 31 年度供用開始することを目標に整備を行うこととしている。

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設場所の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労務環境を確保できるものとする。

5. 本施設の概要

本施設の概要を表 1 に示す。

表 1 本施設の概要

名 称：五島市ごみ処理施設	
建設予定地：長崎県五島市浜町 740（実施方針添付資料－1、2 参照）	
事業実施区域面積：約 4,570m ²	
ごみ処理施設	<p>1) 処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉</p> <p>2) 施設規模：41t/日（20.5t/日×2 炉 1 日当たり 24 時間）</p> <p>3) 処理対象物</p> <p>①直接焼却ごみ（収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ）</p> <p>②可燃残渣（リサイクルセンターからの可燃残渣）</p> <p>③可燃性粗大ごみ（ふとんや畳、家具等）</p> <p>④し尿処理脱水汚泥</p> <p>⑤し尿処理脱水し渣</p> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災ごみ、動物の死骸、漂着ごみ、ボランティアごみ、不法投棄ごみ ・「五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の第 20 条で定める市が処理する産業廃棄物 ・その他本市が必要と認めるもの <p>4) 発電設備：設置無し</p>
関連施設	管理棟、車庫、洗車棟 等

6. 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO方式により実施する。

落札者として決定された企業グループ（以下「落札者」という）は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社[SPC]（運営事業者）を設立し、20 年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施するものとする。

7. 契約の形態

- 1) 本市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- 2) 本市は、基本契約に基づいて、事業者のうち設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者とする。
- 3) 本市は、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。）
- 4) 事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-3 事業スキーム図(案)」に示す。

8. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設期間 : 事業契約締結日から平成 31 年 12 月まで

イ 運営期間 : 平成 32 年 1 月から平成 51 年 12 月まで (20 年間)

なお、本施設の運営開始日は平成 32 年 1 月とするが、本市は平成 31 年の可能な限り早期に本施設の運営が開始されることを希望しているため、事業者は自らの提案に基づき本市と合意した場合は、早期に運営を開始するものとする。その場合、運営期間は提案に基づき合意した運営開始日から 20 年間とする。

9. 事業期間終了後の措置

本施設は約 30 年以上の長期安定処理を目指していることから、建設事業者及び運営事業者（総称して、以下「事業者」という。）は、供用開始後約 30 年間に亘って使用することを前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目（平成 46 年度）の時点において、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

10. 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び本市が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書（案）」に示すとおりとする。（「実施方針添付資料-4 役割分担概念図」参照）

1) 事業者が行う業務

①本施設の設計に関する業務

ア 本施設の設計

イ 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査

ウ 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援

エ 本市が行うその他許認可申請支援

②本施設の建設に関する業務

ア 本施設の建設

イ 建設工事に係る許認可申請等

③本施設の運営に関する業務

ア 運転管理業務

イ 維持管理業務

ウ 測定管理業務

エ 防災管理業務

オ 関連業務

カ 情報管理業務

2) 本市が行う業務

①本施設の設計・建設に関する業務

- ア 用地の確保
- イ 近隣対応
- ウ 本施設の交付金申請手続
- エ 本施設の設計・建設モニタリング
- オ その他これらを実施する上で必要な業務

②本施設の運営に関する業務

- ア 近隣対応
- イ 運営モニタリング
- ウ 本施設への一般廃棄物等の搬入
- エ 残渣運搬・最終処分業務（焼却飛灰の安定化処理、残渣の貯留までは事業者の業務範囲）
- オ その他これらを実施する上で必要な業務

1 1. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設業者に支払う。

2) 本施設の運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営業者に支払う。

1 2. 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

1 3. 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

1 4. 事業スケジュール（予定）

- 1) 落札者の決定 平成29年5月中旬
- 2) 基本協定締結 平成29年5月下旬

3) 仮契約の締結	平成 29 年 7 月中旬
4) 契約議案の議会議決	平成 29 年 7 月下旬
5) 事業契約の締結	平成 29 年 7 月下旬
6) 本施設の設計・建設	契約締結日～平成 31 年 12 月
7) 本施設の運営	平成 32 年 1 月～平成 51 年 12 月 (20 年間)

第 3 特定事業の選定及び公表に関する事項

1. 選定基準

本事業を DBO 方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合または市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

2. 選定方法

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

3. 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果は、平成 28 年 11 月に公表する。

第 4 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループ（以下「応募者」という。）が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書等の書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価落札方式一般競争入札により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

1) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針（変更）等の公表	平成 28 年 11 月 18 日（金）
② 特定事業の選定・公表	平成 28 年 11 月下旬
③ 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成 28 年 12 月上旬
④ 現地見学会	平成 28 年 12 月中旬
⑤ 第 1 回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 28 年 12 月中旬
⑥ 第 1 回入札説明書等に関する質問回答の公表 （入札参加資格に関する質問）	平成 28 年 12 月下旬
⑦ 第 1 回入札説明書等に関する質問回答の公表 （入札参加資格以外に関する質問）	平成 29 年 1 月下旬
⑧ 入札参加資格審査書類受付・審査	平成 29 年 1 月下旬
⑨ 概要説明会	平成 29 年 2 月中旬
⑩ 第 2 回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 29 年 2 月中旬
⑪ 第 2 回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 29 年 2 月下旬
⑫ 事業提案書の受付	平成 29 年 4 月上旬
⑬ 落札者決定及び公表	平成 29 年 5 月中旬
⑭ 基本協定締結	平成 29 年 5 月下旬
⑮ 事業契約仮契約締結	平成 29 年 7 月中旬
⑯ 事業契約本契約	平成 29 年 7 月下旬

2) 入札公告（入札説明書等の公表）

入札公告は、平成 28 年 12 月上旬に行い、併せて入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表する。

3. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運營業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市に本社がある事業者を積極的に活用すること。

1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- ② 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運營業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。
- ③ 応募者の構成員の中から「2)②ア 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす 1 者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続

を行うこととする。

④構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

⑤代表企業、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1者は五島市内に本社又は本店、支店がある企業が含まれるものとする。

⑥構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、市内業者が協力企業として参加する場合には、他の応募者の協力企業となることを可とする。

⑦代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、市内業者が協力企業として参加する場合には、他の応募者の協力企業となることを可とする。

上記「⑦」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下の a) 又は b) のいずれかに該当する二者の場合。

a) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の a) 又は b) のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、市内業者が協力企業として参加する場合には、他の応募者の協力企業となることを可とする。

⑨同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2) 応募者等の参加資格要件

①共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 本市の指名停止措置を受けている者
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む。）の統制の下にある者
- サ 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・ 廃棄物処理施設整備に伴う事業者選定アドバイザー業務委託受託者
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- シ 本市が設置する五島市ごみ処理施設整備事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員が所属する企業
- ス 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する事業者選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

②各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設、運営の各業務を行う者として、以下のアからウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数

の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、以下の要件を全て満たすこと。

- (7) 本市の競争入札参加資格者名簿（平成 28 年度）の清掃施設工事の登載者であること。なお、本市の平成 28 年度の競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事に登録されていない者は、参加表明時に、本市の競争入札参加資格審査申請に準ずる書類を提出し、本市に受理された場合に参加要件を満たすことができる。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (ロ) 建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- (エ) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設計・建設実績を有すること。
 - a) 施設規模が 40t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上
 - b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る）
 - c) 入札公告の前日時点までに稼働開始している施設の元請としての設計・建設実績を有すること。

イ 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の設計を行う企業は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を複数企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を満たす企業であること。

- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設計実績（下請けも可とする）を有すること。

ウ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を複数企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者が次の要件を満たす企業であること。

- (7) 本市の競争入札参加資格者名簿（平成 28 年度）の建築工事の登載者であるこ

と。なお、本市の平成 28 年度の競争入札参加資格名簿の建築一式工事に登録されていない者は、参加表明時に、本市の競争入札参加資格審査申請に準ずる書類を提出し、本市に受理された場合に参加要件を満たすことができる。

- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 建設業法における建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の建設実績（下請けも可とする）を有すること。

エ 運営事業者から本施設の運営業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営業務を受託する企業は、構成員又は協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は以下の要件を全て満たすこととする。

- (ア) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の運営業務を元請（地方公共団体発注の PFI、DBO、長期包括運営委託事業の SPC（特別目的会社）から直接受託したものを含む）で受注した実績を有すること。
 - a) 施設規模が 40t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上
 - b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る）
 - c) 入札公告の前日時点までに稼働開始している施設
- (イ) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を配置できること。
- (ウ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

③参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出期限日とする。

イ 落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対

して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び落札者の選定

1) 審査機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が設置した事業者選定委員会において実施する。

五島市ごみ処理施設整備事業事業者選定委員会委員

委員名		所属
学識経験者	西久保 裕彦	長崎大学環境科学部 教授
	朝倉 宏	長崎大学環境科学部 准教授
行政担当者	東條 一行	副市長
	出口 秀幸	総務課長
	山本 強	財政課長
	太田 税	生活環境課長

(敬称略)

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する審査機関の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2) 審査の手順及び方法

①参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

②事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

③審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

④審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市ホームページに掲載する。

5. 落札後の手続き

1) 基本協定の締結

落札者決定後速やかに、本市と落札者は事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、運営事業者である特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- ①運営事業者の本店所在地は本市内とすること。
- ②応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。
- ③運営事業者の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- ④運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3) 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第 5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-5 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3. 本市による事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営段階におけるすべての業務につい

て、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

- 1) 事業実施区域面積 約 4,570m²（「実施方針添付資料-2 事業実施区域」参照）

2. 土地利用規制

- | | |
|-----------|------|
| 1) 都市計画区域 | 指定なし |
| 2) 用途地域 | 指定なし |
| 3) 防火地域 | 指定なし |
| 4) 高度地区 | 指定なし |
| 5) 建ぺい率 | 指定なし |
| 6) 容積率 | 指定なし |

第7 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、長崎地方裁判所（五島支部）を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- 3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- 2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- 1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- 2) 運営期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第10 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本市は、施設整備及び運営事業契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2. 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページで行う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4. 本実施方針に関する担当部署

五島市 生活環境課

〒853-8501

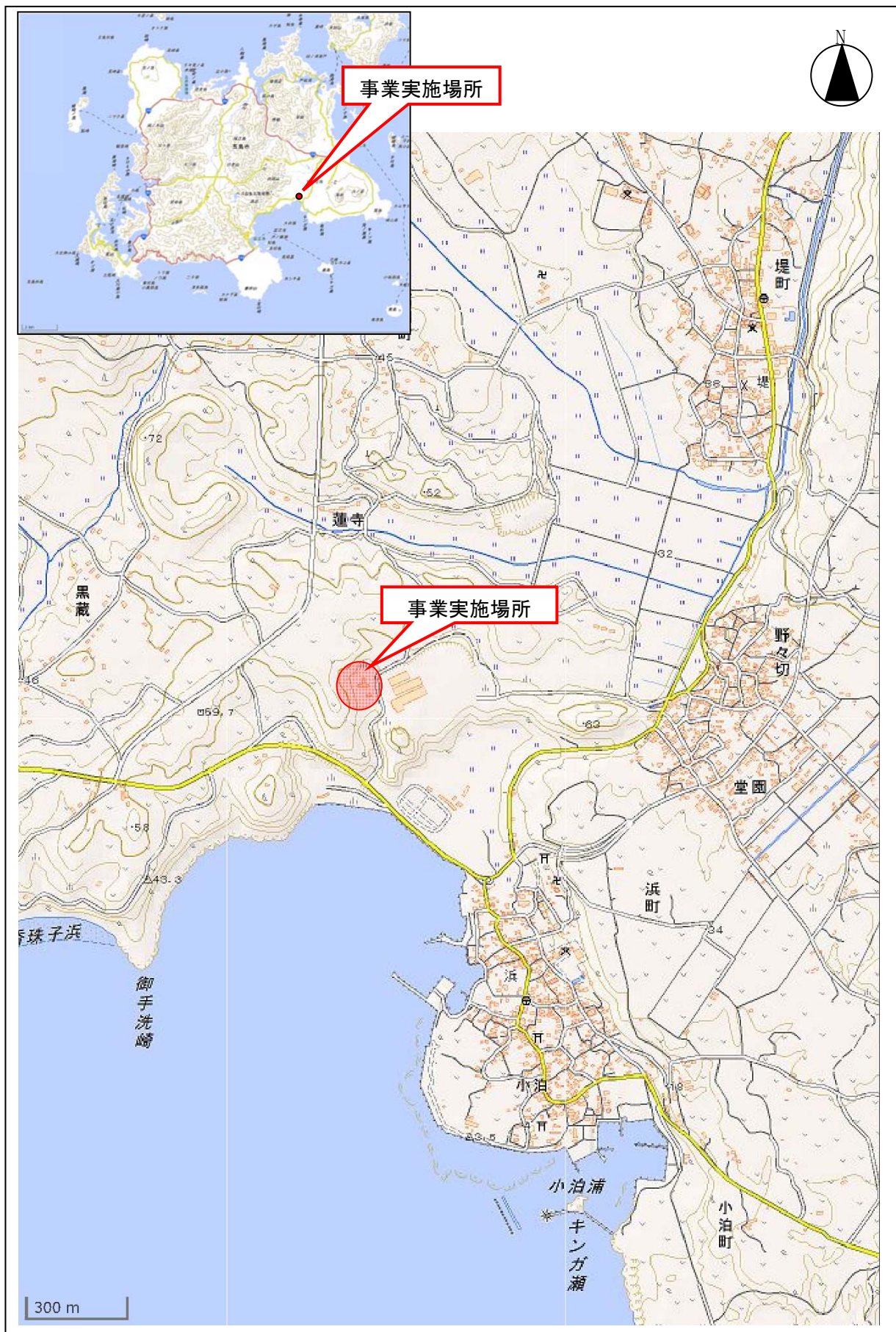
長崎県五島市福江町1番1号

電 話：0959-72-6116

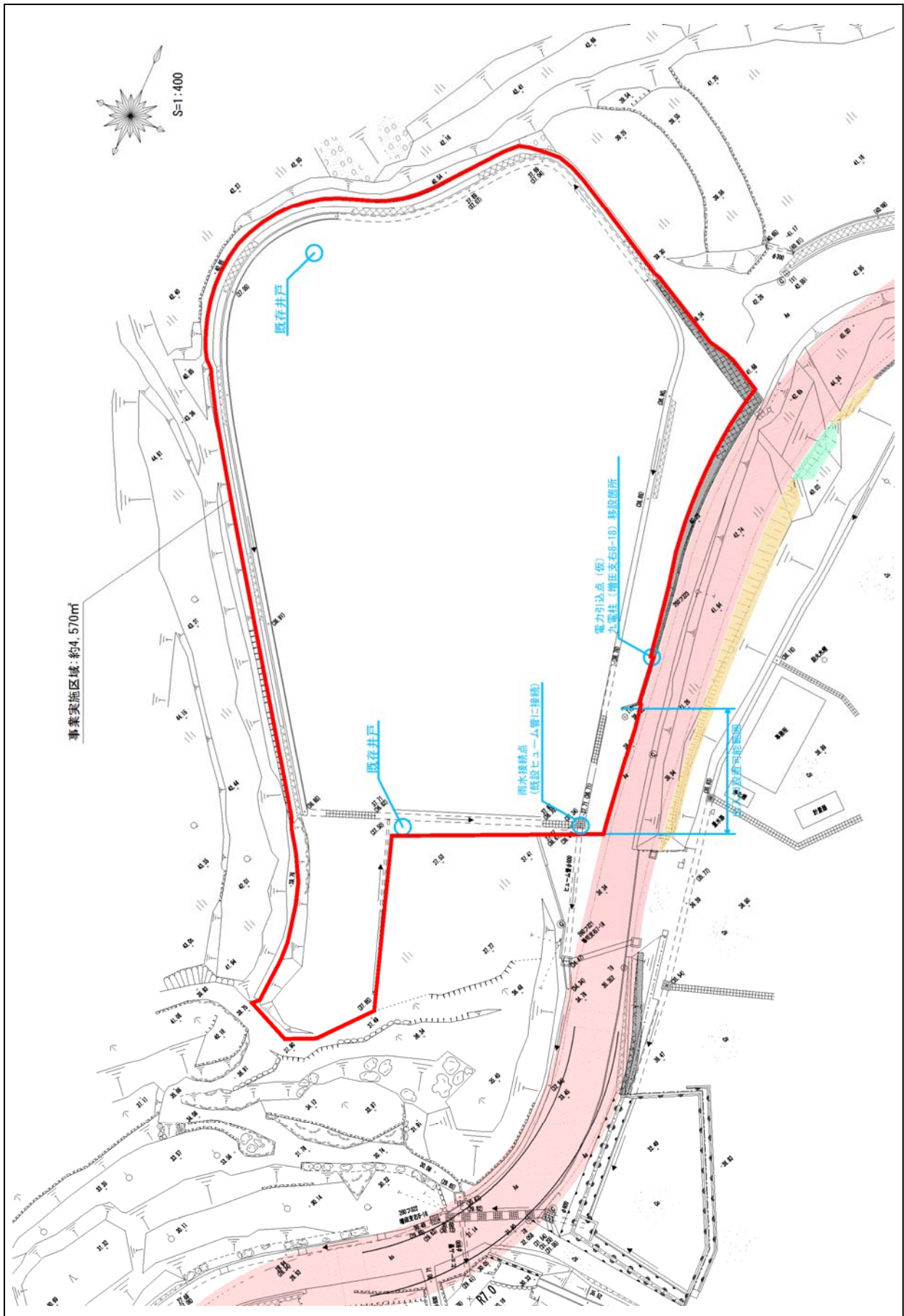
F A X：0959-74-1994

メール：seikatsukankyou@city.goto.nagasaki.jp

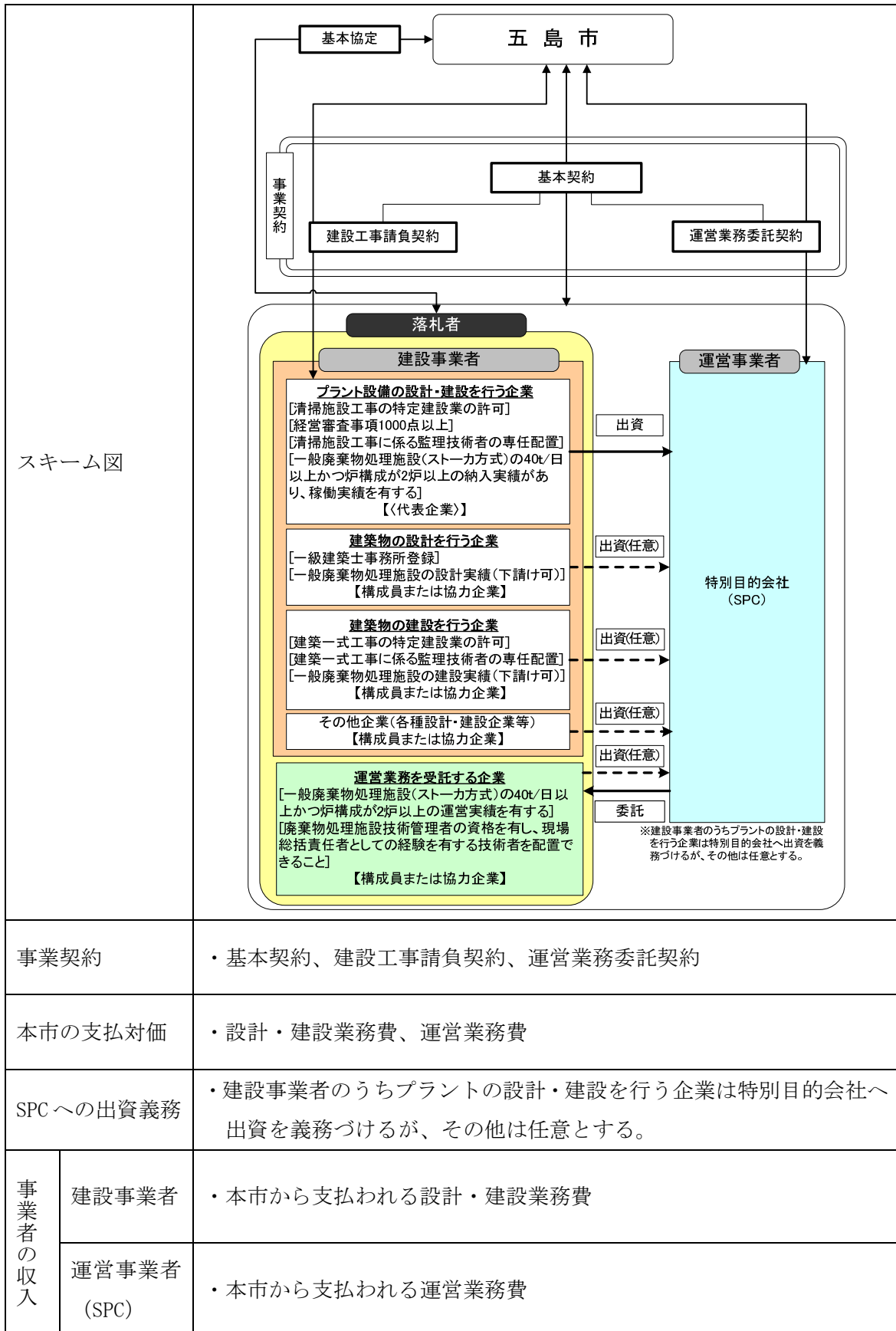
実施方針添付資料-1 事業実施場所



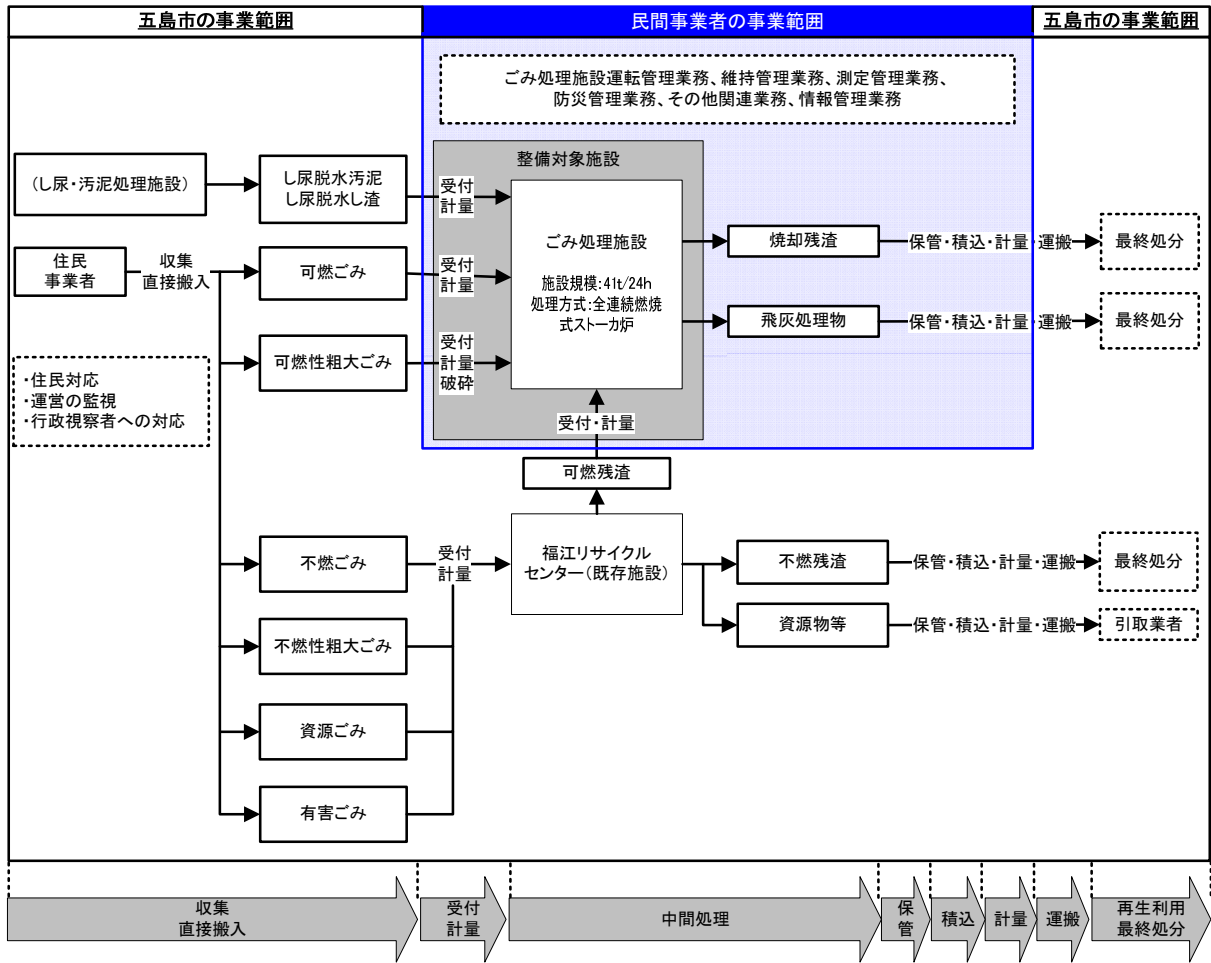
実施方針添付資料-2 事業実施区域



実施方針添付資料－3 事業スキーム図（案）



実施方針添付資料-4 役割分担概念図



実施方針添付資料-5 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

	リスクの種類	No	リスクの内容	本市	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの。	○	
	住民対応リスク	(2)	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等		○
		(3)	上記以外のもの	○	
	政治リスク	(4)	政策方針の転換による事業内容の変更又は事業中止に関するもの	○	
	議会リスク	(5)	本事業の実施に関する議会不承認	○	
	用地リスク	(6)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(7)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(8)	上記以外のもの	○	
	許認可リスク	(9)	本市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		(10)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	(11)	応募コストに関するもの		○
	法令変更リスク	(12)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(13)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(14)	天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用		○
		(15)	上記を超えるもの	○	
設計段階	測量・調査リスク	(16)	本市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(17)	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(18)	本市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(19)	事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(20)	本市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
(21)		事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○	
建設段階	物価変動リスク	(22)	物価変動（インフレ）に係る費用の増大（一定の範囲を越えた部分）	○	
	工事費増加リスク	(23)	本市の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(24)	事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	(25)	着工後の本市の指示等に関するもの	○	
		(26)	事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(27)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
		(28)	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
	運営段階	物価変動リスク	(29)	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲内）	
(30)			物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲を越えた部分）	○	
ごみ量変動リスク		(31)	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		(32)	施設許容量を超過するごみの処理に関するもの	○	
ごみ質変動リスク		(33)	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		(34)	想定ごみ質の範囲を超えるごみ質変動に関するもの	○	
要求水準不適合リスク		(35)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）		○